

## 【その他災害編】



## 第1部 不発弾等の処理活動



## 第1章 不発弾の発見・処理まで

・第2次世界大戦では、荒川区においても空襲による大規模な被害を受けたが、その際に不発弾となったものが、現在も地中深くに存在している可能性も少なくない。また、隣接の区で発見された場合には、避難区域が荒川区におよぶこともある。これらの場合に、区及び関係機関は区民の生命、身体、財産を守るために、協力して不発弾処理にあたる。

## 第2章 対策本部体制

### 第1節 対策本部体制の確立

---

- (1) 対策本部設置
  - ア 発生状況の報告
  - イ 本部長その他の組織体制の確立
  - ウ 本部設営場所の確定
  - エ 仮設電話の設置
  - オ 区民からの問い合わせへの窓口、関係機関との調整窓口の設置
  - カ 自衛隊との協定
  - キ 補助金申請
  - ク 調整会議の開催
  - ケ 職員動員計画の策定
  - コ 情報連絡体制の確立（現地本部と避難誘導活動及び現地本部と後方支援機関等）
  - サ 関係機関の待機等の体制確立
  - シ 後方支援体制確立

### 第2節 警備及び交通規制・立ち入り規制

---

- (1) 避難指示地域の確定
- (2) 交通規制の確定（警察等との調整）
- (3) 警備計画の策定、避難誘導（警察等との調整）
- (4) 交通規制の周知（交通機関との調整）
  - ア 交通止め規制看板の設置
  - イ 交通規制予告看板の設置
  - ウ 交通規制周知看板の設置
  - エ う回路告知看板の配置
  - オ う回路チラシの配布（運転者用）

### 第3節 避難誘導計画

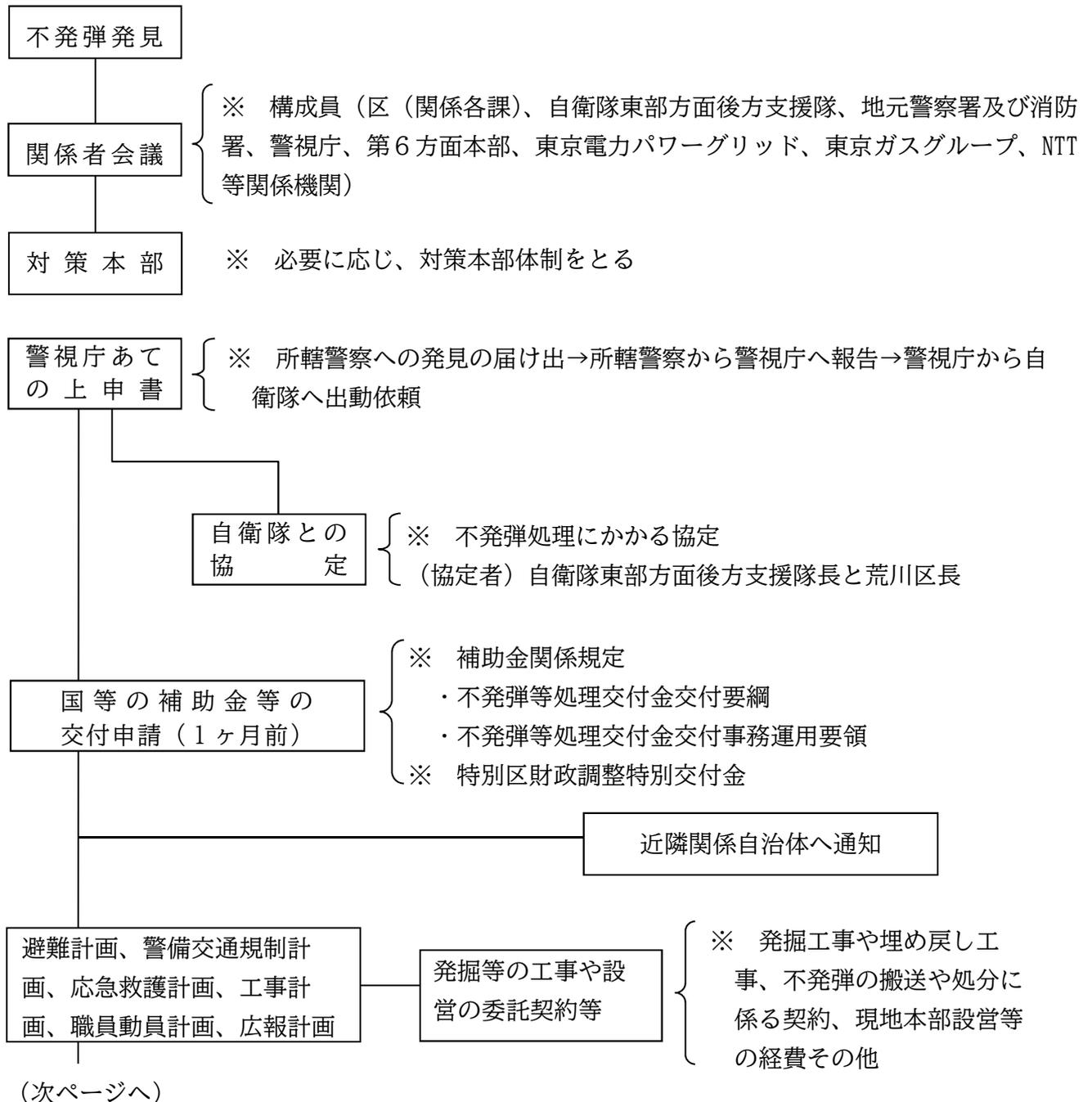
---

- (1) 避難所の設置
- (2) 医療救護所の設置及び救護班の設置
- (3) 避難誘導（各戸の確認等）

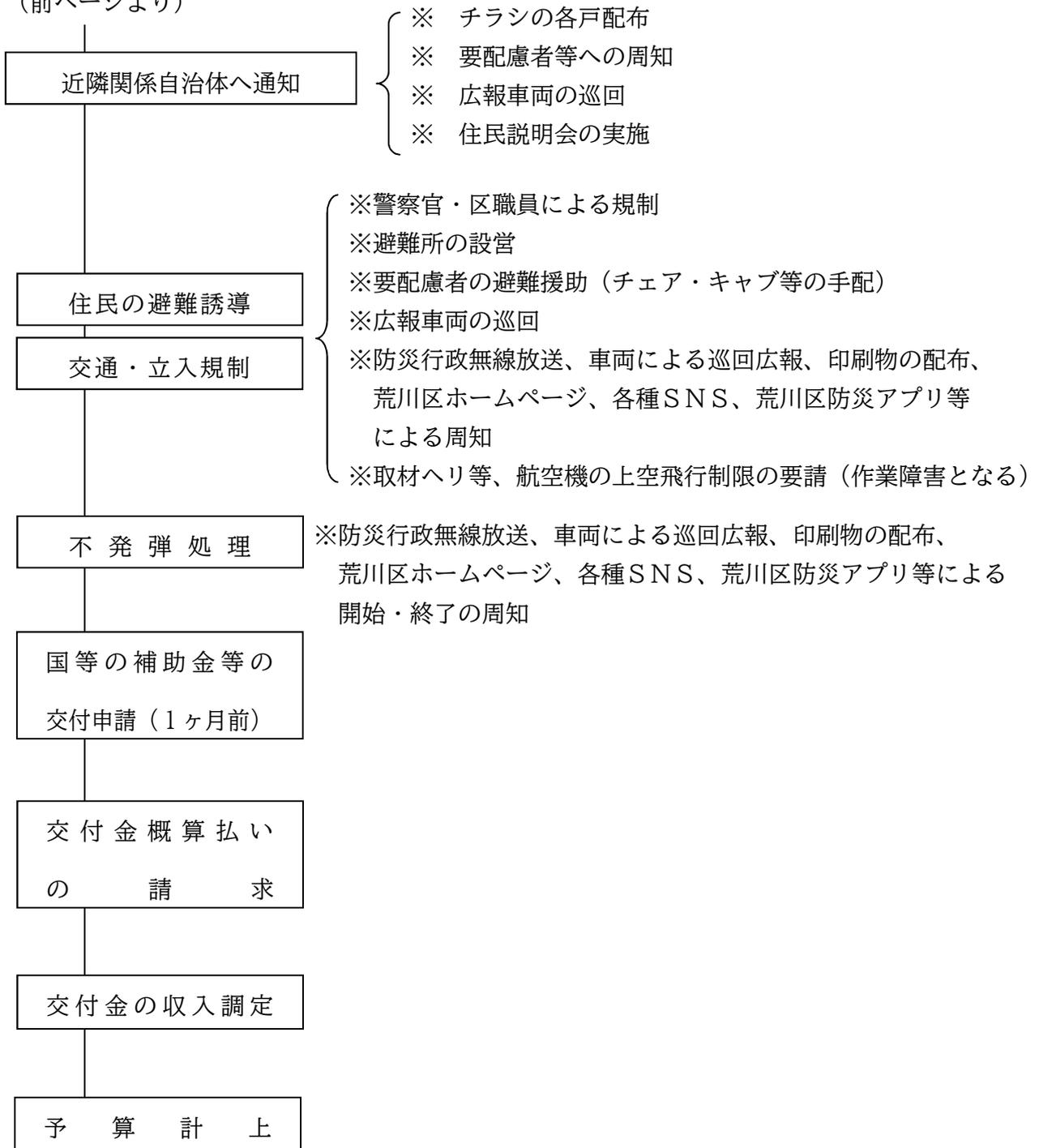
## 第4節 広報計画

- (1) 区報による周知
- (2) 避難指示チラシの各戸配布、広報車による巡回
- (3) 無線放送塔の活用

[不発弾の発見から処理終了まで]



(前ページより)



※ その他

区は、不発弾処理状況に対応して、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

